第８３期定時株主総会招集ご通知に際しての法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結計算書類の注記

計算書類の注記

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

上記の事項につきましては、法令および当行定款第24条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.aozorabank.co.jp/）に掲載することにより開示しております。

株式会社 あおぞら銀行

【連結計算書類の注記】

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結計算書類の作成方針

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結される子会社及び子法人等　18社

主要な会社名

あおぞら信託銀行株式会社
あおぞら債権回収株式会社
あおぞら証券株式会社
あおぞら地域総研株式会社
あおぞら投信株式会社
あおぞら不動産投資顧問株式会社
Aozora Asia Pacific Finance Limited
Aozora Europe Limited
AZB Funding
AZB Funding 2
AZB Funding 3
AZB Funding 4 Limited
AZB Funding 5
AZB Funding 6
AZB Funding 7

Aozora Europe Limited、AZB Funding 6及びAZB Funding 7については、新規に設立したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

（2）非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

あおぞら地域再生株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　0社

（2）持分法適用の関連法人等　0社

（3）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

あおぞら地域再生株式会社

（4）持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

Vietnam International Leasing，Co.，Ltd.

大和あおぞらファイナンス株式会社

AZ-Star株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用の対象から除いております。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、重要性が乏しいため発生年度に全額償却しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

会計方針に関する事項

1．特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引勘定で保有しているものを除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等株式、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

ただし、投資事業有限責任組合、民法上の組合及び匿名組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当行並びに連結される子会社及び子法人等の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　：15年～50年

その他：５年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．繰延資産の処理方法

当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。

(1)「債券繰延資産」のうち債券発行費用は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(2)「その他資産」のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6．貸倒引当金の計上基準

当行の債権の償却及び貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり処理しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。なお、当連結会計年度末現在、取立不能見込額として直接減額した金額は24,091百万円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計上しております。ただし、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。ただし、今後の管理に注意を要する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者については、キャッシュ・フロー見積法により、予想損失を見積もり、必要に応じて、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上することとしております。

すべての債権は、自己査定基準等に基づき、営業関連部署が債務者区分と整合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部署が承認を行うとともに、営業関連部署及び審査部署から独立した検証部署が抽出により検証を実施しております。

上記手続きによる連結会計年度末時点の債務者区分に従い、営業関連部署が必要な償却・引当額を算定し、検証部署が償却・引当額の最終算定並びに検証を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

また、独立した監査部署が、自己査定に基づく償却及び引当結果の妥当性について定期的に監査を実施しております。

7．投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

8．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9．役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11．オフバランス取引信用リスク引当金の計上基準

オフバランス取引信用リスク引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約の融資未実行額等に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上しております。

12．偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

13．特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失の補填に充てるため、国内の連結される子会社及び子法人等が金融商品取引法第46条の５及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

14．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

15．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

在外の連結される子会社及び子法人等の収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

16．重要なヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。

相場変動を相殺するヘッジについてのヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とな

る預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

株価変動リスクについては、その他有価証券（株式等）をヘッジ対象とし、トータル・リターン・スワップ等をヘッジ手段として指定する個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジによっております。

ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(4) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号及び同報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

17. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）

１．概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

２．適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

３．当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

追加情報

（連結株主資本等変動計算書関係）

当行は、平成27年５月15日及び５月26日開催の取締役会決議に基づき、平成27年６月29日に公的資金の一括返済を目的とした第四回優先株式及び第五回優先株式の全部取得及び消却を行いました。また、平成27年５月15日の取締役会決議に基づき、平成27年６月29日に自己株式（普通株式）の一部消却を行いました。それに伴う当連結会計年度における株主資本の金額の変動は以下のとおりです。

１．公的資金の一括返済を目的として、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、当連結会計年度中に預金保険機構及び株式会社整理回収機構から第四回優先株式の全部（24,072千株）及び第五回優先株式の全部（214,579千株）をそれぞれ取得しました。これにより、自己株式が143,429百万円増加しております。また、会社法第178条の規定に基づき本優先株式を消却したため、資本剰余金が143,429百万円減少し、自己株式が同額減少しております。

２．会社法第178条の規定に基づき、当連結会計年度中に保有する普通株式の一部（467,253千株）を消却したため、資本剰余金が95,945百万円減少し、自己株式が同額減少しております。

３．自己株式の消却によりその他資本剰余金が負の値となったため、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第１号　平成27年３月26日）に基づき、当該負の値をその他利益剰余金から減額しました。これにより、資本剰余金が57,502百万円増加し、利益剰余金が同額減少しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の株式（及び出資金）総額（連結される子会社及び子法人等の株式（及び出資金）を除く）23,592百万円

2．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は12,238百万円、再貸付けに供している有価証券は5,324百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は65,766百万円であります。

3．貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は19,278百万円であります。

　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額はありません。

　なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,545百万円であります。

　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6．延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,823百万円であります。

　なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	15,050百万円
有価証券	250,931
貸出金	43,400

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	258,179百万円
借用金	32,270

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券22,555百万円及び外国為替11,268百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金41,364百万円及び保証金等4,559百万円が含まれております。

9．当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、575,653百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが477,234百万円であります。

10．有形固定資産の減価償却累計額　25,817百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　618百万円

12．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は225百万円であります。

13．連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常収益」には、株式等売却益1,421百万円を含んでおり、「その他の経常費用」には、貸出金償却217百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

		当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　　要
発行済株式						
	普通株式	1,650,147	－	467,253	1,182,894	（注）1
	第四回優先株式	24,072	－	24,072	－	（注）3
	第五回優先株式	214,579	－	214,579	－	（注）3
	合計	1,888,798	－	705,904	1,182,894	
自己株式						
	普通株式	483,753	1	467,253	16,501	（注）1
	第四回優先株式	－	24,072	24,072	－	（注）2、3
	第五回優先株式	－	214,579	214,579	－	（注）2、3
	合計	483,753	238,652	705,904	16,501	

（注）1．減少は会社法第178条の規定に基づき、保有する普通株式の一部を消却したことによるものです。増加は単元未満株の買い取り請求によるものです。

2．増加は公的資金の一括返済を目的として、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、預金保険機構及び株式会社整理回収機構から第四回優先株式の全部及び第五回優先株式の全部をそれぞれ取得したことによるものです。

3．減少は会社法第178条の規定に基づき本優先株式を消却したことによるものです。

2．新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションであり、当連結会計年度末の残高は182百万円であります。

3．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成27年5月15日取締役会	普通株式	5,715百万円	利益剰余金	4円90銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	第四回優先株式	48百万円	利益剰余金	2円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	第五回優先株式	319百万円	利益剰余金	1円48銭8厘	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	第五回優先株式	20,490百万円	資本剰余金	（注）	平成27年3月31日	平成27年6月22日

（注）1株当たり配当額は、配当金の総額20,490百万円を基準日時点の第五回優先株式数214,579千株で除した金額となります。

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成27年7月31日 取　締　役　会	普 通 株 式	4,665百万円	利益剰余金	4円	平成27年6月30日	平成27年9月15日

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成27年11月12日 取　締　役　会	普 通 株 式	4,665百万円	利益剰余金	4円	平成27年9月30日	平成27年12月15日

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成28年1月29日 取　締　役　会	普 通 株 式	5,831百万円	利益剰余金	5円	平成27年12月31日	平成28年3月15日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成28年5月16日 取　締　役　会	普 通 株 式	6,531百万円	利益剰余金	5円60銭	平成28年3月31日	平成28年6月29日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を中心に、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等の証券業務のほか、信託業務、債権管理回収業務等の金融サービスに係る事業を行っており、資産・負債のうち貸出金や有価証券等の金融資産、預金や債券（金融債、社債）等の金融負債が大きな割合を占めております。当行グループは、市場リスクや信用リスクのある金融商品の取り扱いを主要業務としているため、金融商品に係る各種のリスクを適切に管理し、意図せざる損失の発生を回避するとともに、自己の体力に見合ったリスクテイクを行い、リスクに見合った収益を確保することにより、信頼性の高い健全な経営を行うことを基本的な方針としております。

また、当行では、ALM（資産・負債の総合的管理）の考え方に基づき、当行全体の資産・負債の金利リスク、流動性リスクや有価証券の価格変動リスク等を適正な水準に保ち、収益の安定化・最適化を図っております。オンバランスの資産・負債から生ずる金利リスク等を適切な水準に保つためにデリバティブ取引等も活用し、安定的な収益の確保と効率的運営を図っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として、国内外の取引先企業等向けの貸出金及び有価証券等であります。

このうち、貸出金は、債務者の信用力の悪化により債務不履行が生じる信用リスクに晒されています。当行の大口債務者上位10先に対する貸出金は、平成28年３月末時点の貸出金残高の約11％を占めており、大口債務者による債務不履行があった場合、又は大口債務者との関係に重大な変化が生じた場合には、業績及び財政状態が悪影響を受ける可能性があります。また、不動産関連の貸出割合や貸出金の不動産担保による保全割合に重要性があるため、不動産市況や不動産業界全体が低迷した場合には、不動産で担保されている貸出金の質や、不動産業界の債務者の信用力の悪化、不動産ノンリコースローンの対象不動産から生じるキャッシュ・フローへの悪影響から、追加的な引当金が必要となったり、追加的な信用コストが発生する可能性があります。また、海外における貸出金は信用リスクに加えて、金利や為替変動に関連する取引に係るリスク及び社会的、政治的、経済的な環境変化に係るリスク等があります。

有価証券は、債券、株式、ファンド等が主要なものであり、これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。当行が保有する有価証券の中には不動産、住宅ローン等を裏付資産としたものが含まれており、これらの有価証券は、一般的な市場金利、為替相場、債券価格及び株式市場の変動等以外に、裏付資産に係る経済環境や取引動向等に依拠したリスクがあります。また、急激な金融環境の悪化や金融市場の混乱等により、金融資産の市場流動性が極端に低くなり、処分時の価格が予想範囲を超えて低下するリスク（市場流動性リスク）があります。

当行グループの主な金融負債は、預金、譲渡性預金及び債券（金融債、社債）であります。当行が預金等により調達した資金は、順次満期を迎えるため、当行は、預金を継続的に受け入れ、あるいは、債券（金融債、社債）を発行する等により、既存債務の借り換えを行う必要がありますが、市場環境が不安定な状況においては、十分な資金を調達できなくなる、又は、より高い資金調達コスト負担を強いられる等のリスク（資金流動性リスク）に晒されています。

なお、これらの金融資産、金融負債は、金利更改期間のミスマッチによる金利変動リスクに晒されていますが、ALMの観点から、金利スワップ等のデリバティブ取引も活用しつつ、バランスシート全体の金利リスク量を適切な水準に管理しております。

また、当行グループの主要な資金調達手段は円建の預金や債券（金融債、社債）であり、外貨建の資金運用にあたっては、通貨スワップ取引等により運用・調達の通貨をマッチングさせることによって、為替の変動リスクを回避しております。

当行グループでは、デリバティブ取引を主要業務の一つとして位置づけており、顧客の金利・為替等の市場リスクのヘッジ・ニーズ等に対応した商品の提供、金利・為替・有価証券等の市場価格・指標等の短期的な変動や市場間の格差等を利用した特定取引勘定で行うトレーディング取引のほか、オンバランスの資産・負債から生ずる金利リスク等を適正な水準に保つためのALM目的での取引等を行っております。

金利関連として金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引、通貨関連として通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引、株式・債券関連の先物・オプション取引、商品関連取引及びクレジットデリバティブ取引等を行っておりますが、これらのデリバティブ取引は、金利・為替等の取引対象物の市場価格・ボラティリティー等の変動により損失を被るリスクである市場リスクや取引相手方の契約不履行により損失を被るリスクである信用リスクに晒されています。

ALM目的での金利スワップ等のデリバティブ取引については、デリバティブをヘッジ手段、預金・貸出金等をヘッジ対象として、繰延ヘッジによるヘッジ会計を適用しており、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき処理しております。相場変動を相殺するヘッジについてのヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間別にグルーピングのうえ特定し、評価しております。

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対しては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジを適用し、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象と

なる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループは、様々な業務を行っていく中で、意図せざる損失の発生を回避するとともに、自己の体力に見合ったリスクテイクを行い、リスクに見合った収益を確保して、信頼性の高い健全な経営を行っていくために、適切なリスク管理体制の構築・維持に努めております。

リスク管理に対する基本的な考え方はリスク管理関連のポリシー・プロシージャーに明文化しております。取締役会はリスク管理マスターポリシー等の基本的なルールを制定するほか、資本配分やリスク限度額等、リスク管理の基本的な枠組みを決定しております。これらの枠組みの中で、市場リスクを市場リスク管理部、信用リスクを信用リスク管理部及び統合リスク管理部、統合的リスク及びオペレーショナルリスクを統合リスク管理部が、それぞれ管理しております。また、監査部は、リスク管理態勢の適切性と有効性をチェックしております。取締役会、マネジメントコミッティー及び各委員会は、各リスク所管部のリスク状況の報告や、監査部による監査の報告を受け、リスク状況を監督するとともに経営判断に活用、リスク管理態勢の維持・改善を行っております。

① 信用リスク管理

当行グループは、連結される子会社及び子法人等を含めた当行グループ全体としての資産の健全性の維持を図るため、個別案件における厳正な審査・事後管理と与信リスクの集中排除を狙いとしたポートフォリオ管理を両輪として信用リスク管理を行っており、信用格付体系、信用リスク量の計測、リスク資本、集中リスク（大口与信、不動産リスク、カントリーリスク）、資産の証券化・流動化取引等、問題債権等に係る管理態勢を整備しています。また、信用格付の検証、自己査定及び償却・引当に関しては、資産査定部が全体の統括を所管し、関連各部と連携して資産内容の把握と適正な償却・引当を行う態勢を整備しております。

(イ)与信案件等に係る決裁権限

貸出を中心とする与信案件の決裁権限は、代表取締役やチーフリスクオフィサー（以下「CRO」という。）、チーフクレジットリスクオフィサー（以下「CCRO」という。）等で構成されるクレジットコミッティーに帰属し、与信案件は、クレジットコミッティーで審議・報告されております。また、投資案件、株式、ファンドを中心とするエクイティーに対する投資案件の決裁権限は、代表取締役やCRO等にて構成されている投資委員会に帰属しており、投資委員会にて審議・報告が行われております。

なお、クレジットコミッティーの決裁権限の一部は、クレジットコミッティーからCCROに委譲されております。（CCROに委譲された決裁権限は、一定の範囲内で審査部門及び営業部門に再委譲されております。）

(ロ)信用格付体系

当行グループでは、信用格付を与信審査に係る決裁権限や金利スプレッド等を決定する重要な構成要素として用いるほか、自己査定の運営や信用リスクを定量的に把握する際の指標としています。当行の信用格付は、原則としてすべての与信取引を行っている取引先に付与される、個々の債務者のデフォルトの可能性に応じた格付である「債務者格付」、与信案件毎の担保・保証による回収可能性を考慮して予測される損失率の期待値の程度を表す「案件格付」により構成されます。「案件格付」のうち不動産ノンリコースローン、CMBS、金銭債権の証券化案件、優先劣後構造にトランチングされた仕組債等、特定された裏付資産から発生するキャッシュ・フロー等により返済原資が生じる案件については、必ずしも債務者格付を付与せず、予測される損失率の期待値の程度をランク付けする「期待損失格付」を付与します。信用格付は、営業部店が一次格付を付与し、審査部門が承認を行う体制としており、債務者の決算等に合わせて定期的に見直しを行うほか、債務者の信用力の変化の兆候がある都度、随時に見直しを行っております。営業部店及び審査部門が付した信用格付は、独立した検証部署である資産査定部が抽出によりその妥当性を検証しております。また、信用格付の結果は、ベンチマーキング（外部格付機関又は外部モデルの格付結果との比較検証）やバックテスティング（デフォルト実績に基づく格付の有意性の検証）等により、信用格付体系そのものの検証を行っております。

(ハ)信用リスク量の計測

信用リスクに係るエクスポージャーは、貸出、有価証券、株式・ファンド、証券化取引のほか、与信確約やデリバティブ取引等のオフバランス取引に係るものを含め、取引の種類にかかわりなく、信用リスクのある資産・取引すべてについて、一元的に把握・管理されております。与信ポートフォリオの信用リスク量は、内部モデルによるバリュー・アット・リスク（VaR）等を用いて計測され、当行グループ全体の与信ポートフォリオの状況とともに定期的に取締役会等に報告されています。なお、当行の内部モデルは、保有期間１年、信頼区間を99.9％とし、デフォルト率（PD）、デフォルト時の回収不能率（LGD）、業種内相関、業種間相関、債務者グループの親子相関をパラメータとして非期待損失（UL）を計測しています。

(ニ)与信ポートフォリオの管理

与信ポートフォリオについては、格付低下、不動産価格下落等のストレス・シナリオが現実化した場合の期待損失（EL）、非期待損失（UL）の算出・分析を通じ、与信ポートフォリオの状況分析を行っております。

与信集中リスクは、与信先及び国又は地域の格付別にエクスポージャーのガイドラインを設定してコントロールしており、不動産ポートフォリオには追加的にリミットを設定してコントロールしています。

② 市場リスク管理

当行グループは、トレーディング・バンキング業務におけるすべての資産負債やオフバランス取引の市場リスクについて、様々な角度から分析・把握を行い、適切な管理に努めております。

(イ)市場リスク量の計測

当行グループは、バリュー・アット・リスク（VaR）の手法により、トレーディング業務、バンキング業務の市場リスクを計量化し、このVaRに基づいて、市場リスクの限度額の設定及びリスク状況のモニタリングを行っています。

当行のVaRは、ヒストリカルシミュレーションを用いた内部モデルにより、保有期間１日、信頼区間99％、原則観測期間２年を前提として算出しております。VaRの信頼性は日々のVaRと損益を比較するバックテスティングにより検証しており、また、VaRを補完するために、統計的推定を超える市場変動の影響度を評価するストレステストを定期的に実施し、その結果はALM委員会等に報告しております。

(ロ)市場リスクに係る定量的情報

（ⅰ）トレーディング目的の金融商品

平成28年３月31日現在で、当行のトレーディング目的の金融商品（特定取引勘定の有価証券・デリバティブ等）のVaRは、510百万円であります。なお、一部の連結される子会社及び子法人等でトレーディング目的の金融商品を保有しておりますが、市場リスク量は僅少であります。

平成27年４月から平成28年３月末までの245営業日を対象とした内部モデルによるVaRに対するバックテスティングを行った結果、VaRを超過する損失が発生したのは３営業日であり、当行の使用する内部モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率で市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（ⅱ）トレーディング目的以外の金融商品

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうち債券、「預金」、「債券（金融債）」、「社債」及びデリバティブ取引のうち金利スワップ取引並びに通貨スワップ取引等です。

平成28年３月31日現在で、当行のトレーディング目的以外の金融商品に係るVaRは、5,401百万円であります。なお、一部の連結される子会社及び子法人等については、金利や為替のリスクのある金融商品を保有しておりますが、それらの市場リスク量は僅少であります。ただし、トレーディング業務同様に、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率で市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ハ)市場リスク管理の手続き

市場リスク管理の対象取引やリスク管理方法・時価評価方法は明文化しており、フロントオフィスから組織的・人的に独立した市場リスク管理部が、フロントオフィスである各業務部門・部署に対して設定したリスク、損失の限度額等の遵守状況をモニタリングする体制としております。市場リスク管理部は、トレーディング業務については日次、

バンキング業務については日次又は月次で市場リスク・損益のモニタリングを行い、CROやフロントオフィスの担当役員に直接報告を行うとともに、リスクの状況等を取締役会、マネジメントコミッティー及びALM委員会等に定期的に報告しています。算出された最大損失予想額を超える損失が発生した場合には、その原因分析を実施しております。また、市場・信用リスクの横断的なリスク管理としてアセットクラス別のディスカッションポイントを設定するなど、価格変動リスクのモニタリング機能を強化しております。また、市場の混乱や取引の厚み不足等により市場取引ができない、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクについては、市場規模と保有ポジションの割合等をモニタリングし、ポジションが過大とならないよう留意した運営を行っております。

③　資金流動性リスク管理

資金流動性リスクについては、円貨・外貨ともに財務部が一元的に管理しております。資金の運用・調達については、年次及び月次で資金計画を策定し、資金繰りの状況についても財務部が経営陣に日々直接報告する体制としております。資金流動性リスクに備え、また各種決済に係る必要資金が適切に確保できるよう、流動性の高い有価証券等の保有により十分な流動性バッファーを維持しております。

④　オペレーショナルリスク管理

当行グループは、金融商品の取扱いに係る事務リスク、法務コンプライアンスリスク、システムリスク等をオペレーショナルリスクとして、統一的な手法や指標により総合的に管理しています。発生した損失事象は統合リスク管理部に集約されるとともに、今後損失を発生させる可能性があるリスクについては、リスク・コントロール・セルフ・アセスメント等により特定・評価しています。当行グループが抱えるオペレーショナルリスクは、発生した損失事象やリスクシナリオに基づき内部モデルによるシミュレーションで推計され、リスク相当の自己資本を確保しています。

⑤　統合リスク管理

当行グループは、統合的なリスク管理に係る基本方針を策定し、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等、管理すべきリスクの範囲と定義並びにリスクの特定と評価、モニタリングとコントロールからなるリスク管理プロセスを定めています。当行グループはこの基本方針に則ったリスク管理を行い、リスク管理態勢の充実に努めています。統合的なリスク管理の枠組みの中で、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクを統合的に把握し、統合ストレステストの実施等により自己資本と対比して許容可能な範囲にリスクをコントロールするとともにリスクに見合った収益の確保を目指しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表上の重要性が乏しい科目は、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金預け金	546,258	546,255	△2
(2) コールローン及び買入手形	56	56	－
(3) 債券貸借取引支払保証金	67,895	67,895	－
(4) 買入金銭債権（＊１）	34,614	43,167	8,552
(5) 特定取引資産 売買目的有価証券	15,050	15,050	－
(6) 金銭の信託	26,325	31,571	5,245
(7) 有価証券 その他有価証券（＊２）	845,529	845,529	－
(8) 貸出金 貸倒引当金（＊１）	2,511,622 △60,413		
	2,451,208	2,529,220	78,011
資産計	3,986,939	4,078,746	91,807
(1) 預金	2,710,531	2,719,867	9,335
(2) 譲渡性預金	221,600	221,600	－
(3) 債券	219,465	220,160	694
(4) コールマネー及び売渡手形	90,268	90,268	－
(5) 債券貸借取引受入担保金	263,521	263,521	－
(6) 借用金	208,048	209,540	1,492
(7) 社債	40,000	40,116	116
負債計	3,753,435	3,765,074	11,639
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	29,537	29,537	－
ヘッジ会計が適用されているもの	32,344	32,344	－
デリバティブ取引計	61,881	61,881	－

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額して表示しております。

（＊２）その他有価証券の連結貸借対照表計上額、時価及び差額には、時価を把握することが可能な金銭債権を組合財産とする組合出資金を含めておりません。当該組合出資金の連結貸借対照表計上額は12,314百万円、また、組合財産である金銭債権等について、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込み額等により算定した組合財産の時価のうち、当行に帰属する持分の金額により算定した当該組合出資金の時価は15,775百万円、連結貸借対照表計上額との差額は3,461百万円であります。

（＊３）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金預け金、（2）コールローン及び買入手形、（3）債券貸借取引支払保証金

これらは、要求払、短期通知で解約可能若しくは約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、一部の預け金については、取引金融機関等から提示された価格により算定しております。

（4）買入金銭債権

買入金銭債権のうち、企業会計上の有価証券に該当する信託受益権等の評価については、後述の「（7）有価証券」と同様の方法により行っております。

その他の買入金銭債権については、「（8）貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。

（5）特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格、業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する市場価格によっております。

（6）金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の評価は、後述の「（7）有価証券」と同様の方法により行っております。信託財産を構成している金銭債権の評価は、後述の「（8）貸出金」と同様の方法により行っております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

（7）有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券のうち、業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する市場価格があるものの評価は、原則として当該価格を時価としております。債券のうち、業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する市場価格がないものの評価は、後述の「（8）貸出金」と同様の方法又は取引金融機関等から提示された価格により算定しております。投資信託等は、投資信託管理会社等から提示された価格によっております。組合出資金は、組合財産の種類に応じ上記方法又は後述の「（8）貸出金」の方法に

準じ時価を算定しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(8) 貸出金

約定元利金に、内部格付等に基づくデフォルトリスク及び裏付資産や保全の状況を加味したデフォルト時の予想損失率等に基づき信用リスク等を反映させた将来キャッシュ・フローを、市場利子率にて割り引いた現在価値の合計額から経過利息を控除したものを時価としております。また、一部の貸出金については、取引金融機関等から提示された価格により算定しております。なお、複合金融商品のうち区分経理を行っている貸出金の約定元利金は、区分経理後のものとしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額又は見積将来キャッシュ・フローの現在価値等を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないもの、及び回収可能性に懸念がなく金額的に重要性が乏しいものについては、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、約定元利金を市場利子率に当行の連結決算日前の一定の期間における平均調達スプレッドを加味した利率により割り引いた現在価値の合計額から経過利息を控除したものを時価としております。なお、複合金融商品のうち区分経理を行っている定期預金の約定元利金は、区分経理後のものとしております。

(2) 譲渡性預金

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券

業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する市場価格があるものの評価は、当該価格を時価としております。業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する市場価格がないものの評価は、約定期間が短期間のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、それ以外については「(1) 預金」の定期預金と同様の方法により算定しております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借用金

「(1) 預金」の定期預金と同様の方法により算定しております。なお、複合金融商品のうち区分経理を行っている借用金の約定元利金は、区分経理後のものとしております。

(7) 社債

業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する市場価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（株式指数先物、株式指数オプション、トータル・リターン・スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、商品関連取引（商品スワップ等）、クレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式等（＊１）（＊３）	6,137
②組合出資金（＊２）	59,545
合　　計	65,682

（＊１）非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（＊３）当連結会計年度において、非上場株式等についての減損処理はありません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	534,628	－	－	－	－	2,000
コールローン及び買入手形	56	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	67,895	－	－	－	－	－
買入金銭債権（＊１）	2,745	2,042	527	44	－	1,206
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	43,373	37,262	157,176	41,814	69,487	118,046
貸出金（＊２）	599,215	791,226	665,681	298,254	103,218	34,643
合計	1,247,913	830,531	823,384	340,114	172,705	155,896

（＊１）買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない28,289百万円は含めておりません。

（＊２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない19,278百万円、期間の定めのないもの104百万円は含めておりません。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（＊）	1,643,947	516,038	210,173	37,047	303,324	－
譲渡性預金	221,600	－	－	－	－	－
債券	98,805	69,300	51,360	－	－	－
コールマネー及び売渡手形	90,268	－	－	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	263,521	－	－	－	－	－
借用金	37,098	9,900	8,500	15,300	55,100	82,150
社債	－	40,000	－	－	－	－
合計	2,355,241	635,238	270,033	52,347	358,424	82,150

（＊）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の特定取引有価証券、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△15

2．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

3．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種　　類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差　額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	37,026	13,405	23,621
	債券	57,947	57,380	566
	国債	20,034	20,031	2
	地方債	14,067	13,810	257
	社債	23,845	23,538	307
	その他	453,507	439,917	13,589
	外国債券	304,606	302,177	2,429
	その他	148,900	137,739	11,160
	小計	548,481	510,703	37,778
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	654	726	△72
	債券	19,499	19,554	△54
	国債	8,220	8,242	△22
	地方債	1,072	1,076	△3
	社債	10,206	10,236	△29
	その他	279,883	294,465	△14,581
	外国債券	69,869	70,491	△621
	その他	210,014	223,974	△13,960
	小計	300,037	314,746	△14,708
合計		848,518	825,449	23,069

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売　却　額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	364	205	－
債券	407,295	980	1
国債	372,575	733	1
地方債	14,856	93	－
社債	19,864	153	－
その他	596,575	11,359	2,017
外国債券	534,691	4,615	366
その他	61,883	6,744	1,651
合計	1,004,236	12,546	2,019

6．保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）について、有価証券の発行会社の区分毎に時価が著しく下落したと判断する基準を設け、当該有価証券の期末時価が著しく下落したと判断された場合、回復の見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

当連結会計年度における減損処理額は、外国債券６百万円であります。

なお、時価が著しく下落したと判断する基準は、原則として、当該有価証券の期末時価が、取得原価又は償却原価のおおむね50％を下回っている場合をいい、有価証券の発行会社の区分が以下のものについては、償却引当基準等において、次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先　　時価が取得原価に比べて下落
要注意先　　時価が取得原価に比べて30％程度以上下落
正常先　　時価が取得原価に比べて50％程度以上下落

ただし、債券のうち発行会社の区分が正常先であるものについては、時価が取得原価に比べて30％程度以上下落した場合は、著しく下落したものと判断しております。

また、上記の基準に該当しない場合であっても、時価が一定水準以下で推移しているような銘柄については、原則として著しく下落したものと判断しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	26,325	－

2．満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26％から、平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62％となります。この税率変更により、繰延税金資産は964百万円減少し、その他有価証券評価差額金は364百万円増加し、繰延ヘッジ損益は104百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は３百万円増加し、法人税等調整額は1,437百万円増加しております。

（１株当たり情報）

1．１株当たりの純資産額　346円83銭

2．１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　37円29銭

3．潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　34円36銭

【計算書類の注記】

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引勘定で保有しているものを除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

ただし、投資事業有限責任組合、民法上の組合及び匿名組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当行の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　：15年～50年

その他：５年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．繰延資産の処理方法

当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。

(1)「債券繰延資産」のうち「債券発行費用」は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(2)「その他資産」のうち「社債発行費」は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の償却及び貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり処理しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。なお、当事業年度末現在、取立不能見込額として直接減額した金額は20,176百万円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計上しております。ただし、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。ただし、今後の管理に注意を要する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者については、キャッシュ・フロー見積法により、予想損失を見積もり、必要に応じて、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上することとしております。

すべての債権は、自己査定基準等に基づき、営業関連部署が債務者区分と整合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部署が承認を行うとともに、営業関連部署及び審査部署から独立した検証部署が、抽出により検証を実施しております。

上記手続きによる事業年度末時点の債務者区分に従い、営業関連部署が必要な償却・引当額を算定し、検証部署が償却・引当額の最終算定並びに検証を行っております。

また、独立した監査部署が、自己査定に基づく償却及び引当結果の妥当性について定期的に監査を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) オフバランス取引信用リスク引当金

オフバランス取引信用リスク引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約の融資未実行額等に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上しております。

8．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。相場変動を相殺するヘッジについてのヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる預

金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

株価変動リスクについては、その他有価証券（株式等）をヘッジ対象とし、トータル・リターン・スワップ等をヘッジ手段として指定する個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジによっております。

ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(4) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号及び同報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

9．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当事業年度から適用しております。

これによる影響はありません。

追加情報

（株主資本等変動計算書関係）

当行は、平成27年５月15日及び５月26日開催の取締役会決議に基づき、平成27年６月29日に公的資金の一括返済を目的とした第四回優先株式及び第五回優先株式の全部取得及び消却を行いました。また、平成27年５月15日の取締役会決議に基づき、平成27年６月29日に自己株式（普通株式）の一部消却を行いました。それに伴う当事業年度における株主資本の金額の変動は以下のとおりです。

１．公的資金の一括返済を目的として、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、当事業年度中に預金保険機構及び株式会社整理回収機構から第四回優先株式の全部（24,072千株）及び第五回優先株式の全部（214,579千株）をそれぞれ取得しました。これにより、自己株式が143,429百万円増加しております。また、会社法第178条の規定に基づき本優先株式を消却したため、その他資本剰余金が143,429百万円減少し、自己株式が同額減少しております。

２．会社法第178条の規定に基づき、当事業年度中に保有する普通株式の一部（467,253千株）を消却したため、その他資本剰余金が95,945百万円減少し、自己株式が同額減少しております。

３．自己株式の消却によりその他資本剰余金が負の値となったため、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第１号　平成27年３月26日）に基づき、当該負の値をその他利益剰余金から減額しました。これにより、その他資本剰余金が57,502百万円増加し、その他利益剰余金が同額減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．関係会社の株式（及び出資金）総額　50,318百万円

2．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は10,744百万円、再貸付けに供している有価証券は5,324百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は65,766百万円であります。

3．貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は19,146百万円であります。

　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,819百万円であります。

　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6．延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,966百万円であります。

　なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

　担保に供している資産

特定取引資産	15,050百万円
有価証券	250,931
貸出金	43,400

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	258,179百万円
借用金	32,270

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券22,525百万円及び外国為替11,268百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金等4,124百万円が含まれております。

9．当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、612,027百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが521,034百万円あります。

10．有形固定資産の減価償却累計額　25,512百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　618百万円

12．「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は225百万円であります。

13．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14．関係会社に対する金銭債権総額　518,801百万円

15．関係会社に対する金銭債務総額　16,603百万円

（損益計算書関係）

1．関係会社との取引による収益　17,321百万円

資金運用取引に係る収益総額	10,769
役務取引等に係る収益総額	2,274
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	4,277

関係会社との取引による費用　957百万円

資金調達取引に係る費用総額	1
役務取引等に係る費用総額	516
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	439

関係会社とのその他の取引（資産の譲渡等）に係る取引高　5,708百万円

2．関連当事者との取引について、記載すべき重要なものは、次のとおりであります。

（1）親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子法人等	AZB Funding（注１）	－	資金貸付	資金貸付（注２）	3,092	貸出金（証書貸付）	76,537
				利息の受取（注２）	2,063	未収収益	610
子法人等	AZB Funding 2（注１）	－	資金貸付	資金貸付（注２）	1,889	貸出金（証書貸付）	69,306
				利息の受取（注２）	2,003	未収収益	367
子法人等	AZB Funding 3（注１）	－	資金貸付	資金貸付（注２）	△2,133	貸出金（証書貸付）	71,485
				利息の受取（注２）	1,991	未収収益	414
子法人等	AZB Funding 5（注１）	－	資金貸付	資金貸付（注２）	9,375	貸出金（証書貸付）	70,783
				利息の受取（注２）	1,909	未収収益	321
子法人等	AZB Funding 6（注１）	－	資金貸付	資金貸付（注２）	70,920	貸出金（証書貸付）	70,920
				利息の受取（注２）	598	未収収益	368

（注１）AZB Funding、AZB Funding 2、AZB Funding 3、AZB Funding 5及びAZB Funding 6は海外貸出資産を取得し、管理することを目的として設立された特別目的会社であります。

（注２）AZB Funding、AZB Funding 2、AZB Funding 3、AZB Funding 5及びAZB Funding 6が保有する貸出金を裏付資産として資金を貸付けております。裏付資産から発生する収益を原資として、市場金利に連動した約定金利及び実績配当の形で利息が支払われるものであります。当事業年度末現在、当行はこれら子法人等の調達資金全額に対し貸付を行っております。そのため、これら子法人等の損益のすべてが当行に帰属するものです。

(3) 兄弟会社等
記載すべき重要なものはありません。
(4) 役員及び個人主要株主等
記載すべき重要なものはありません。

(株主資本等変動計算書関係)
1．自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　　要
自己株式					
普通株式	483,753	1	467,253	16,501	(注) 1
第四回優先株式	－	24,072	24,072	－	(注) 2、3
第五回優先株式	－	214,579	214,579	－	(注) 2、3
合計	483,753	238,652	705,904	16,501	

(注) 1．減少は会社法第178条の規定に基づき、保有する普通株式の一部を消却したことによるものです。増加は単元未満株の買い取り請求によるものです。
2．増加は公的資金の一括返済を目的として、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、預金保険機構及び株式会社整理回収機構から第四回優先株式の全部及び第五回優先株式の全部をそれぞれ取得したことによるものです。
3．減少は会社法第178条の規定に基づき本優先株式を消却したことによるものです。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「特定取引有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△15

2．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年３月31日現在）

時価のあるものは、該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりです。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	26,991
関連法人等株式	920
合計	27,911

4．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種　　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	37,026	13,405	23,621
	債券	56,012	55,451	561
	国債	20,004	20,001	2
	地方債	14,067	13,810	257
	社債	21,940	21,638	302
	その他	447,522	434,103	13,418
	外国債券	298,622	296,364	2,257
	その他	148,900	137,739	11,160
	小計	540,561	502,960	37,601
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	654	726	△72
	債券	19,299	19,354	△54
	国債	8,020	8,042	△22
	地方債	1,072	1,076	△3
	社債	10,206	10,236	△29
	その他	279,883	294,465	△14,581
	外国債券	69,869	70,491	△621
	その他	210,014	223,974	△13,960
	小計	299,837	314,546	△14,708
合計		840,398	817,506	22,892

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	4,892
組合出資金	94,739
その他	51
合計	99,683

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売　却　額（百万円）	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	364	205	－
債券	407,295	980	1
国債	372,575	733	1
地方債	14,856	93	－
社債	19,864	153	－
その他	596,474	11,258	2,017
外国債券	534,691	4,615	366
その他	61,782	6,643	1,651
合計	1,004,134	12,445	2,019

7．保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）について、有価証券の発行会社の区分毎に時価が著しく下落したと判断する基準を設け、当該有価証券の期末時価が著しく下落したと判断された場合、回復の見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

当事業年度における減損処理額は、外国債券６百万円であります。

なお、時価が著しく下落したと判断する基準は、原則として、当該有価証券の期末時価が、取得原価又は償却原価のおおむね50％を下回っている場合をいい、有価証券の発行会社の区分が以下のものについては、償却引当基準等において、次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先　　時価が取得原価に比べて下落
要注意先　　時価が取得原価に比べて30％程度以上下落
正常先　　時価が取得原価に比べて50％程度以上下落

ただし、債券のうち発行会社の区分が正常先であるものについては、時価が取得原価に比べて30％程度以上下落した場合は、著しく下落したものと判断しております。

また、上記の基準に該当しない場合であっても、時価が一定水準以下で推移しているような銘柄については、原則として著しく下落したものと判断しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,505	－

2．満期保有目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	19,599百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,487
減価償却超過額	3,330
有価証券償却超過額	20,521
貸倒損失等否認額	885
税務上の繰越欠損金	2,087
その他	6,693
繰延税金資産小計	55,605
評価性引当額	△25,349
繰延税金資産合計	30,256
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6,807
繰延ヘッジ損益	1,958
資産除去債務費用	204
その他	259
繰延税金負債合計	9,230
繰延税金資産の純額	21,025百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26％から、平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62％となります。この税率変更により、繰延税金資産は964百万円減少し、その他有価証券評価差額金は364百万円増加し、繰延ヘッジ損益は104百万円増加し、法人税等調整額は1,434百万円増加しております。

（１株当たり情報）

１．１株当たりの純資産額	340円84銭
２．１株当たりの当期純利益金額	36円55銭
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	33円68銭